

議員提出第10号

令和5年9月22日

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会議会運営委員会

委員長 松枝 功

(提案理由)

タブレット端末を議場又は委員会等の会議室で使用できることとしたため、本案を提出するものである。

(別紙)

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

安曇野市議会会議規則（平成17年安曇野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第145条中「、写真機、録音機」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 議場又は委員会の会議室に入る者は、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器の類を携帯してはならない。ただし、議長又は委員長の許可を得たとき又は情報通信端末機器（タブレット型端末等であつて、議長の指定した物に限る。以下同じ。）を携帯するときは、この限りでない。

第150条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第150条の2 議員は、情報通信端末機器を会議（第2章に規定する委員会における審査及び第159条に規定する協議又は調整を行うための場における協議等を含む。）において使用することができる。

- 2 前項の場合において、議員が前条に規定する印刷物の配布のほか、情報通信端末機器により電磁的記録を配布しようとするときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。